

意見聴取要請(12月4日現在)

12月4日現在で意見を求められている案件は下記のとおり。

農林水産省から

薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認をすること

1. 平成15年8月5日付 15消安第987号  
・エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤  
・エトキサゾール(原薬)
2. 平成15年10月31日付 15消安第3008号  
・イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
3. 平成15年11月11日付 15消安第3306号  
・牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)

厚生労働省から

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. 平成15年8月5日付 厚生労働省発食安第0805006号  
・エトキサゾール
2. 平成15年10月31日付 厚生労働省発食安第1031001号  
・イミダクロプリド
3. 平成15年11月11日付 厚生労働省発食安第1111003号  
・牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン